

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

公 告

- 令和二年十月十日発生の令和二年台風第十四号に伴う災害救助法の適用……………(総務局総合防災部防災管理課)…一
- 災害救助法第十三条の規定による東京都知事の事務の一部委任……………(同)…一
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…一
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…二

公 告

災害救助法の適用について
令和二年十月十日発生の令和二年台風第十四号に伴う風雨等による災害に関し同日から三宅村及び御蔵島村の区域に災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を実施する。

令和二年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

災害救助法第十三条の規定による東京都知事の事務の一部委任について

令和二年十月十日発生の令和二年台風第十四号に伴う風雨等による災害に関し同日から三宅村及び御蔵島村の区域に対する救助を実施するに当たり、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第十三条の規定に基づき、同法第四条第一項及び災害救助法施行令(昭和二十二年政令第百二十五号)第二条に規定する救助のうち、次の救助の実施に関する事務を各村長へ委任する。

令和二年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災した住宅の応急修理
- 六 学用品の給与
- 七 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
代表者の氏名
鷺尾 公子、村居 多美子
- 二 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目十九番六号
- 一 名称
特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金
代表者の氏名
河合 弘之、高木 久仁子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都新宿区四谷本塩町四番十五号 新井ビル三階
- 一 名称
特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
代表者の氏名
三浦 和彦
- 三 主たる事務所の所在地
東京都千代田区麴町一丁目六番九号 DIK麴町ビル 九〇一
- 四 その他の事務所の所在地
静岡県御殿場市新橋八百八十九番地の十二
- 一 名称
特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ
代表者の氏名

助川 英治

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル一階

一 名称

特定非営利活動法人開発教育協会

二 代表者の氏名

湯本 浩之

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階

一 名称

特定非営利活動法人多摩草むらの会

二 代表者の氏名

風間 美代子、村上 秀平

三 主たる事務所の所在地

東京都多摩市鶴牧一丁目四番地の十 アネックス鶴牧
一〇一

一 名称

特定非営利活動法人女性のスペース結

二 代表者の氏名

中村 敏子

三 主たる事務所の所在地

東京都中野区上高田二丁目五十八番十一号 西山ガールズデンハウス二〇一

一 名称

特定非営利活動法人おもちゃの図書館全国連絡会

二 代表者の氏名

鈴木 訪子

三 主たる事務所の所在地

東京都荒川区東日暮里二丁目二十五番十一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市学園一丁目三十二番一及び同番二

東大和市上北台一丁目四番地の十七
株式会社クライスコーポレーション

代表取締役 丸身 忠

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号163-8001 定価 三〇円 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代) 郵便番号113-0001

